参考）

算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

健全化判断比率対象会計等一覧表

連結対象など		市関連会計等名	対象となる範囲
一般会計 特別会計	普通会計	一般会計 【該当会計無し】	実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率
公営事業会計		国民健康保険特別会計 老人保健特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計	
公営企業会計	法適	水道事業会計	資金不足比率 ※1
	法非適	簡易水道事業特別会計 公共下水道事業特別会計	
一部事務組合・広域連合	公営企業 法適	山城病院組合（病院） 山城病院組合（老健）	
	公営企業以外の会計	相楽中部消防組合 相楽郡広域事務組合 相楽郡西部塵埃処理組合 市町村職員退職手当組合 議会議員公務災害補償等組合 自治会館管理組合 住宅新築資金等貸付事業組合 後期高齢者医療広域連合 京都地方税機構	
地方独立行政法人		【該当法人無し】	
地方道路公社		【該当公社無し】	
土地開発公社		学研都市京都土地開発公社	
第3セクター等	設立法人	木津町公園都市緑化協会 緑と文化・スポーツ振興事業団	出資団体について（※2）
	出資法人	京都府農業信用基金協会 京都府農業開発公社 京都府信用保証協会 木津町ボランティア基金 京都暴力追放運動推進センター 相楽地区ふるさと市町村圏基金 京都府森と緑の公社 大阪湾広域臨海環境整備センター 京都府造林公社 関西文化学術研究都市センター 地方公共団体金融機構	
財産区		加茂笠置組合（一部事務組合） 旧北村旧兎並村旧里村財産区特別会計 旧加茂町財産区特別会計 旧瓶原村財産区特別会計 旧当尾村財産区特別会計	財産区について（※3）

※1　山城病院組合の資金不足比率は、山城病院組合により公表（市の資金不足比率対象外）。

※2　出資団体が所有する債務を保証する契約が無いため、将来負担比率の対象外。

※3　財産区は別の法人格を持つ団体であり、健全化判断比率の対象外。